

## 追記

本パンフレット『今、ある良い建物をこれからも使い続けていくために』は、平成28年6月に発行いたしました。本文中の記載事項、図表事例は平成28年3月31日までの事例および建築基準法、国交省からの通達等をもとに記述しています。その後、建築基準法3条1項3号「その他条例」を制定した自治体や、活用事例は徐々に増えつつあります。本パンフレット内のP12「図2.条例の比較」は、京都市、横浜市、神戸市の活用事例が増え、平成31年2月1日現在では、以下の実績数となっています。

	京都市	福岡市	横浜市	神戸市	萩市
実績	12件	1	5件	3件	1件

P12 図2.条例の比較 改訂版

また、国土交通省の「歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議」によると、平成30年7月現在では、上記の市町村の他に、兵庫県(H25.10.1)、川越市(H28.10.1)、鎌倉市(H28.10.24)、富岡市(H29.4.1)、豊岡市(H29.4.1)、津山市(H29.6.27)、神奈川県箱根町(H29.12)が条例を制定し、藤沢市(H31.4)、金沢市(H31.03)が制定の準備を進めています。詳細は、国土交通省HPをご参照ください。

また、本パンフレットを発行した後に、木造建築関連の様々な基準の見直しも行われています。一例を挙げると、「移転」の規定の見直し(法3条、法86条7)により、一定基準を満たせば既存不適格のまま敷地外への移転(曳家)も可能になり、伝統的工法の柱と基礎を緊結しない接合方法も認められました。旧38条の見直しにより、旧大臣認定の既存不適格建築物も増改築の道が開けました。建築基準法令の動向については、建築士定期講習会等のテキストをご参照ください。

2019年3月1日

既存建築を使い続けていくための諸制度見直し研究会